

「長崎県議会議員一般選挙」の期日前投票所の投票立会人を募集します

選挙に対する関心を高めるとともに、公平公正な選挙執行および投票しやすい環境づくりを目的として、4月12日に執行予定の長崎県議会議員一般選挙の期日前投票所の投票立会人を募集します。

若い人の選挙に対する関心を高めるため、特に若い年代からの応募をお待ちしています。



明るい選挙キャラクター
めいすいくん

▼期日前投票期間

4月4日(土)～11日(土)のいずれか希望する1日

▼立会時間 8時30分～20時

▼期日前投票所(2カ所)

- ・選挙管理委員会事務局(市役所本庁舎1階)
- ・有明庁舎相談室(1階)

※原則1人1回とします

▼申込資格 市内在住の有権者で、選挙時に本市の選挙人名簿に登録されている人

▼立会人数 32人(2カ所に各2人の8日間)

▼立会内容 投票が公平公正に行われるよう立ち会っていただきます

※職務の詳細は問い合わせてください

▼立会場所 期日前投票所(2カ所)のいずれか

▼報酬 1日9500円

※昼食などは各自準備してください

▼応募方法

ハガキ、FAX、電子メールで、住所・氏名・生年月日・電話番号(携帯可)・所属する政党(所属する政党がなければ無所属と記入)、立ち会いが可能な日または希望日、投票所などを記入し、選挙管理委員会へ応募してください

※電話番号は必ず連絡のとれる番号を記入してください

※応募多数の場合は、立会人の経験がない人を優先します

※希望日などが競合した場合は抽選となります

▼申込期限 3月20日(金)まで(必着)

▼申し込み・問い合わせ先

選挙管理委員会事務局

- ・住所 〒855-8555 島原市上の町537番地
- ・電話 63-1111 内線311
- ・FAX 64-6004
- ・電子メール senkyo@city.shimabara.lg.jp

ひとたび承諾して投票立会人になった以上は、その公益代表として責務上、病気その他やむを得ない事故など正当な理由がある場合を除き辞職することができません。また、正当な理由がなく職務を怠ったときには罰則の適用があります。

春季火災予防運動



3月1日から3月7日まで全国一斉に春季火災予防運動が実施されます。日ごろから、「火の用心」に心がけ、住宅用火災警報器を設置するなど住宅防火に取り組みましょう。

『もういいかい 火を消すまでは まあだだよ』

(平成26年度全国統一防火標語)

住宅用火災警報器を必ず設置しましょう

すべての家庭で住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。火災を早期に発見し大切な家族の命を守るために、必ず設置しましょう。また、住宅用火災警報器の電池が切れたり、ほこりが付いたりすると、煙を感知しない場合があります。半年に一度は掃除し、定期的に作動点検を行きましょう。



▶問い合わせ先 島原地域広域市町村圏組合
消防本部予防課 (☎62-5857)